

環境省釧路湿原自然再生に関する実務会合（第5回）

議事要旨

平成 15 年 7 月 15 日（水）13:30～16:00

釧路地方合同調査 5 階 共用会議室

●開会

●あいさつ：環境省自然環境局自然環境計画課黒田課長

●司会：環境省東北北海道地区自然保護事務所

- ・ 本日は、この一年間の環境省の自然再生事業の実施状況を総括的にご報告し、あわせて 15 年度の展開について説明した上で、皆様からご意見をいただきたい。
- ・ 今年 1 月に施行された自然再生推進法に基づく自然再生協議会という仕組みを釧路でも活かしながら、「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」及び「実務会合」を発展させ、関係機関の連携を太くする、地域参画、地域主導の度合いを深めていく検討体制づくりを進めたいと考えており、このことについてご議論いただきたい。

●議事

1．環境省釧路湿原自然再生事業の全体概要

事務局 平成 15 年度調査・事業の全体像、釧路湿原自然環境情報図、湿原全域の植生調査の進捗状況について、資料 1-1 から資料 1-4 により説明。

○自然環境情報図に関して、金子委員から補足説明

- ・ ホームページ上にランドサットの 3D 画像を公開しており、釧路湿原流域の景観や地形をバーチャルで見ることができる。
- ・ 新しくイコノス画像をシステムに取り込み、それに昭和 52 年（1977）の航空写真を乗せ、画像切り替えで昔と今の状況が見られるシステムを作った。インターネット上に公開するが、CD 化などインターネットに接続しなくても見られるようにしたい。
- ・ 文献検索を作成中であり、テキスト検索でオリジナル文献を入手できる仕組みづくりをしていく。著作権の問題もあるが、できるものから順次進めていく。
- ・ GIS 情報はダウンロードして加工ができるよう、串刺し検索の仕組みを作っていく。
- ・ 掲示板は活発に情報交換ができるしくみができればと考えている。
- ・ NPO のホームページへのリンクについて、サーバーを公開して容量の制約なしで使ってもらえる形や運営の仕組みを考える必要があると思う。
- ・ 子供向けホームページは、環境教育に関わる人と一緒に作っていただけたらいいと思う。
- ・ 自然環境情報図は、計画段階での活用に加え、研究や教育現場、環境教育や NPO 活動にうまく使ってほしいので、ご意見を頂きながらいいものにしていきたい。

<主な意見等>

パソコンが 10 年位前のものであるため、ホームページ上の 3D などは実際にはまだ使えない状況である。最新型でなくてもデータを取り出せるようなことも考えて欲しい。

座長：掲示板は沢山質問がくると難しい質問もあり、専任が必要になることも考えられる。

以前、釧路湿原の中に内蔵されている CO2 の量がどれくらいあるかという質問をもらい、調べて返事をしたことがあるが、掲示板を使ってそういうやりとりができる。

座長：文献検索で紀要や報告書を入手できるようになることは画期的である。

2．広里地域における湿原再生について

事務局 平成 14 年度及び平成 15 年度の事業内容について、資料 2 により説明。

(主な意見等)

座長：事業地周辺の環境調査のための地下水位計は設置済か。また、どのような考えで水位計を設置したのか。

事務局：湿原再生のために旧雪裡川の水位を上げた場合、トリトウシ側に及ぼす影響回避が必要だが、そのシミュレーションにもデータが必要なために観測する。北側はほぼ設置済だが、広域農道南側は私有地であり、今後了解を得てから設置する予定。7 月からデータをとる予定である。

座長：ハンノキについてはわかっていないことが多い。ひとまず伐採した場合どうなるかということも踏まえて考えたい。スゲ・ヨシとハンノキの蒸発散量の違いについて、ハンノキが入ると 20%位蒸発散量が増え、より乾燥化させるというデータがある。更新状態を明らかにして、水循環を踏まえた上で議論をしていかなければならない。

3. 達古武地域における森林再生について

事務局 平成 14 年度及び、平成 15 年度の事業内容について、資料 3 により説明。

○達古武地域の調査について、トラストサルン釧路 杉沢事務局長から補足説明

- ・湧水は冬も凍結せず確認しやすいため、湧水調査は冬に実施した。確認地点 369 のうち 2 地点は達古武沼の集水域外であるが、120 リットル/分の湧水があるため入れている。ササ地が多く森林環境が良くない南部地域は 22.5ha に 1 箇所湧水が非常に少なく、森林環境が比較的良い東部では 4.7ha に 1 箇所という結果であった。
- ・達古武沼の深さの測定を行った。凍結した沼に 100 箇所くらい穴をあけて調査した結果、過去のデータでは 3 m 位であったが、今回は最も深い所で 1 m60 cm しかなかった。

○達古武地域の森林環境調査について、さっぽろ自然調査館 渡辺取締役より補足説明

- ・平成 15 年度は、昨年度作成した GIS に森林情報を補足しながら改訂していく。再生対象地の抽出条件も見直していく。湧水情報や 3 湖沼の水環境調査など水系データも GIS に加えていき、下流部に影響を与えている森林について客観的に分析したい。
- ・森林生態系と湿原生態系の指標調査を予定している。成長段階毎の森林の林分構造や更新する際の調査、動物相など指標として使える量的データを収集し、再生過程で生態系全体がどう動いているかも調査していく。

<主な意見等>

私有地を再生する場合の手法はどうか。一番良いのは買い上げであるが。

杉沢：この辺は原野商法で細分化され、そういうところが土砂流出の原因ともなっている。

トラスト団体としては買い上げたいが、大変なことである。

事務局：調査地域には公有地もあるが私有地が多い。環境省では、沼の東側の壮齡カラマツ林約 130ha を買い上げ再生していく。買い上げも含め、国立公園区域の拡大、規制の強化、民有林所有者に協力を求めるなど、できることから進めていきたい。

このあたりは荒廃地が目立つ所であり、景観的な意味からも、買い上げができない時は使用料を払って借りるなど、地権者とどう折り合いをつけるか頑張してほしい。

座長：全部を買い上げるのは無理だが、例えば、自分が所有する所がどんな場所が知ることには意味があり、情報マップの公開は地域の理解を得るために重要である。

湧水調査について、冬は凍って出ていない所があるが、どのようにカウントされたのか。

杉沢：A～D の 4 段階に区分してカウントした。A は雪が解け 3 m 以内で地表の露出があるが水の流れが明確に確認できない箇所、B は A と同じような状況で水の流れが確認できる箇所、C は地下から湧き上がる形で出ている箇所、D は毎分 5 リットル以上出てい

る箇所とし、凍結した箇所は湧水に入れていない。夏に調査すればより沢山確認できるだろう。

座長：湧水調査、水深調査データを是非マップに落として欲しい。自然環境情報図と連携して、皆が使える情報にすると水文関係の人たちも興味を示すだろう。

4．他の地域における取り組み状況

事務局 東部3湖沼の自然環境調査、塘路・茅沼地域における取り組み状況、その他の地域での自然再生にかかる取組の方向性について、資料4-1～4-3により説明。

○阿寒町教育委員会 若菜氏より3湖沼調査に関して補足説明

- ・平成15年度は、3湖沼の既存データの整理とともに、達古武沼の詳細調査を行う。予備調査として、7月7日～9日にリモコンヘリによる沼周辺の空撮を行った。目的は、集水域の植生を把握すること、沼の植生マップを作成することであり、阿寒国際ツルセンターの協力により、タンチョウの行動に留意しながら撮影を行った。
- ・達古武沼は、比較的富栄養でありながらアオコが発生しないということが特徴であったが、ここ数年の間にアオコが発生するような変化が目に見えて進行している。
- ・7月23日より約1週間、水質や土砂流入、生物相など総合的調査を実施する。

<主な意見等>

座長：近年急に水質が悪化、アオコが発生しだした理由は、富栄養化がある限界を超えたということか、それとも沼が急激に埋まっている状況によるものか。

若菜：徐々にアオコが増えたわけではなく、湖の環境の変化はステップ毎に変化している。

水草は1990年代から急速に減っており、この時期にアオコが増えたということで、この変化が湖の環境悪化の現われであることに異論はないだろう。

地球温暖化、気候的な変化の影響の可能性もあると思うが、その辺の検証は可能か。

若菜：釧路湿原ではタイプの違う3湖沼の比較により、湖沼の環境変化がグローバルなものか、地域固有のものなのかは、調査の結果を出すことができると思う。

座長：釧路では、気象学的にみて温暖化の傾向がでているのか。

ひとつはエゾシカの増加であり、積雪が減り越冬適地が増えているといわれている。

5．市民参加、環境教育の推進、自然再生大会

事務局 ソフト関連事業について、資料5により説明。自然再生大会には、共催団体を含め50にのぼる団体の参加、延べ49の企画が集まり、イベントには3000人以上、シンポジウムには約500人近くが参加した。

○ソフト懇談会座長 辻井先生から補足説明

- ・「市民参加・環境教育に関する10の提言」は自然再生全体のことであるが、特に広里の自然再生を環境教育の場としてどう使うかについて提案している。実行していくために、NPO・NGOを含めた何らかの運営組織が考えられるのではないかと、などの提案である。提言を活かすためのアイデアを載せてあるので、具体化にあたって材料にしていきたい。

6．自然再生推進法への対応

事務局 自然再生推進法への対応について、資料6及びパンフレットにより説明。

- ・釧路湿原でも今後は法に基づく基本理念のもとに進めていくこととし、実施者による参加の呼びかけで集まった主体により自然再生協議会を組織し、全体構想の作成、実施計画の案に関する協議などを行う。
- ・釧路湿原においては「12の提言」をベースにして全体構想をつくっていくことになる。また、協議会の中にタスクフォース会議や小委員会など設けることも考えられる。

- ・ この場でご審議を頂き、ご了解いただければ、今後、協議会への参加を広く呼びかけ、今秋にも協議会を設立したい。

<主な意見等>

自然再生推進法の対象となる事業規模は決まっているのか。都市域でもできるのか。

事務局：規模は決まっていない。一般的には都市域も対象となる。

協議会発足後は、現時点で推進されている事業でも、流域内であれば、再生法が適用される形になるのか。

事務局：実施主体による判断次第であり、法に基づく実施者になると判断すれば、協議会で協議を行い合意形成を図っていくことになる。

自然再生推進法ができて一番問題となるのは、自然の保護を前提にした中でどこを再生するかを決めていくことだと思う。保護との関係を考えて調整が必要ではないか。

事務局：ご指摘のとおり、再生と保全を切り離して検討するのではなく、全体としていい自然のかたまりを大きくしていくことが大事である。協議会で地域の再生のあり方を検討するときは、再生と保全を一体的に考えていくことが大事であると考えている。

再生しようとする時は地権者の考え、NPOなどの立場、自治体の要請などもあり、いろいろな問題が出てくるだろう。その辺の進め方について考えはあるか。

事務局：具体的に場所が特定されてくれば、違う意見が出るのは当然である。科学的データに基づき、大事な場所や再生を進める場所をみんなが共有した上で、議論して方向性をつけていく、情報共有により地権者に協力を得られるように進めていくしかない。

座長：達古武のように問題点がはっきりしていると計画論に入りやすいが、例えば蛇行復元のようなメニューがいきなり出されると、いろいろな形で疑問や批判が出る要因となる。協議会では問題点の抽出からシナリオをつくれるような議論ができればいい。

協議会の前に準備をしていく前座が必要ではないか。とりまく人々の考え方の違いや思惑などがあり、おかしな方向にならないようしくみを考える必要があるだろう。

座長：協議会メンバーが多くなれば、どう意思決定していくかが問題である。はじめての試みであり、意見が紛糾して進まなくなることも考えられる。

広里の市民参加について、いつ参加できるのかと聞かれる。今は実験で関係者以外立ち入らないことになっているが、そこで市民参加といわれるとズレを感じる。

座長：再生大会でも会場の中では合意形成がなんとなくできているが、いざ地域に住む方がどうすれば参加できるのか、ということが見えない。そろそろ地域に具体的なものを落としていく時期であり、不満も含めて対話をしていく必要がある。

大会イベントの現地視察に参加された方から、広里は機能的には自然再生そのものを進める場であり、市民レベルでの事業への参加ということになると、むしろ達古武、塘路の取り組みで方策を検討してもいいのではないかという意見があった。

座長：自然再生のなかで、どういう参加の仕方を仕組んでいけるか、そのチャンネルがなかったことを反省している。

6. その他

座長：現在、環境省、国交省ともに多くの事業メニューを進めているが、ひとまず一つの時期が終わり、今後は協働していく時期に入る。今後、自然再生推進法に基づく協議会が秋には設立予定であり、ここにご参加の多くの方々が参画していただけることと確信しております。

事務局：5回にわたりありがとうございました。今後は、協議会立ち上げをステップとして、役所間の連携強化はもちろん、もっと地域が参加して、地域主導で進めて行く形

をつくっていければと思う。地域からいろいろな提案が追加されて、自然の保全・再生の取り組みが、流域全体に広がっていくような体制づくりを進めていきたい。本日も集まりの皆様には引き続きご参画、ご協力をお願いいたします。